

専門家から見た館山市下水道事業 の財政構造について（４）～料金編

北海道大学大学院・公共政策学研究センター研究員
総務省・経営財務マネジメント強化事業アドバイザー
公益財団法人日本環境整備教育センター評議員
前 福岡県田川市参与（現アドバイザー）

遠 藤 誠 作

（元福島県三春町企業局長）

令和６年５月２９日

令和６年度 第１回館山市下水道事業審議会

* 公共政策学：国民の生活を大きく左右する公共政策を改善し、社会問題の解決を図る新しい社会科学。

館山市下水道の財政構造（令和4年度決算）

209ha 損益計算書

収入490 支出490百万円

使用料 100(20%)	事務費 施設管理費 200 (40%)
繰入金 260(53%)	支払利息 50(10%)
長期前受 金戻入 130(27%)	減価償却費 240 (50%)

209ha 貸借対照表

資産 建設財源

管渠 9,411百万円 (47%)	国補助金 7,709百万円 (36%)
処理場 11,272百万円 (53%)	下水道債 9,233百万円 (44%) 一般会計繰入金 で返済を支援
	繰入金 3,410百万円(16%)
その他 426百万円	受益者負担金 757百万円

総事業費 21,109百万円

一人当たり 380万円
1世帯当たり 760万円
(1世帯2人として計算)

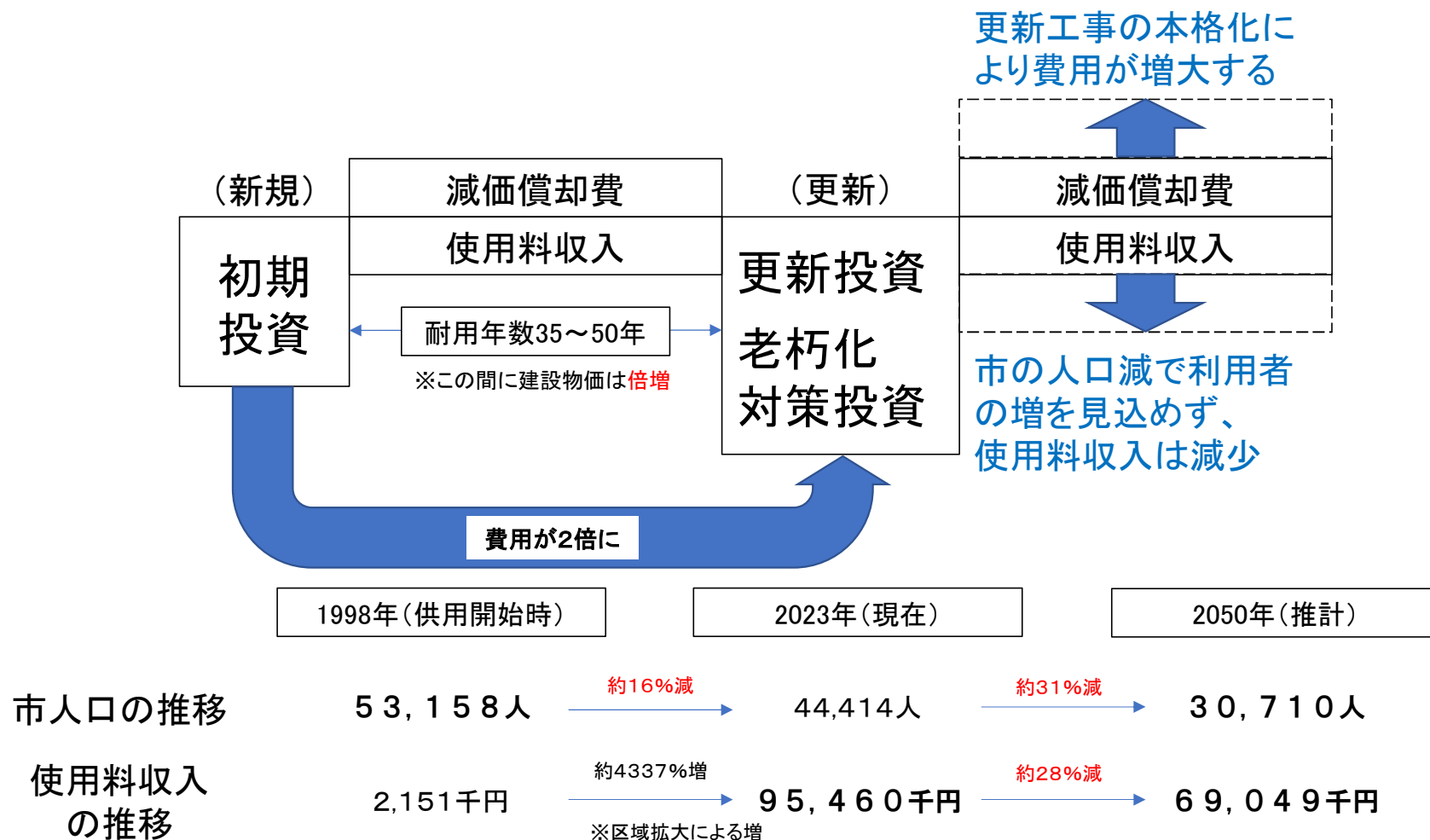
館山市の経費区分とその財源(令和4年度決算)

～費用の3/4を一般会計で負担、これで公営企業として事業を持続できるか

	資本費		維持管理費	
経 費	減価償却費 240,120(80.0%)	企業債利息 59,981 (20.0%)	維持管理費(鏡ヶ浦クリーンセンター) 122,007(70.8%)	職員給与費 31,447 (18.3%)
			↓ 一般事務費 18,756(10.9%)	
財 源	一般会計繰入金(基準内) 300,101(100.0%)		使用料収入 92,440(53.7%)	一般会計繰入金(基準外) 79,770(46.3%)

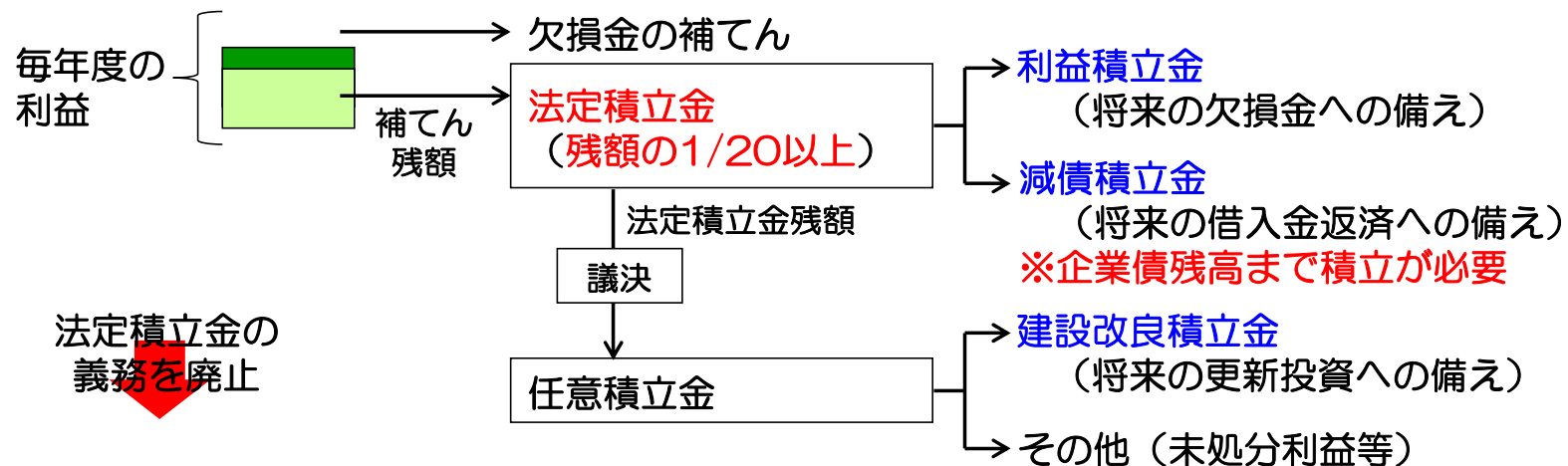
使用料で賄うべき経費を一般会計(市税)で補填しています。

更新費用を確保のためには使用料の値上げが必要

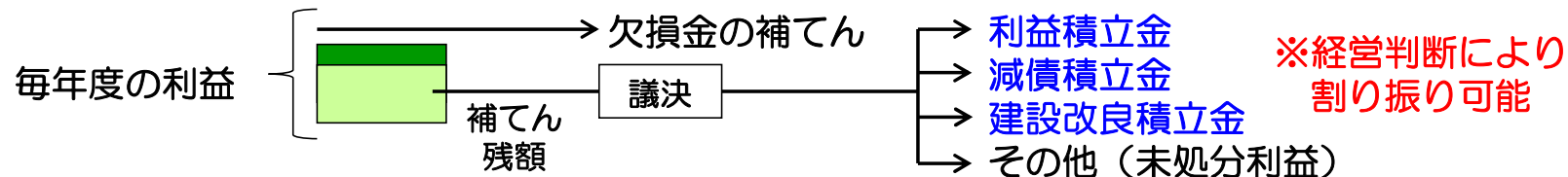


値上げして利益を出し、議会の議決で 積立てて施設の更新費用を確保する

(旧制度) 平成23年度までは法定積立を義務化していた

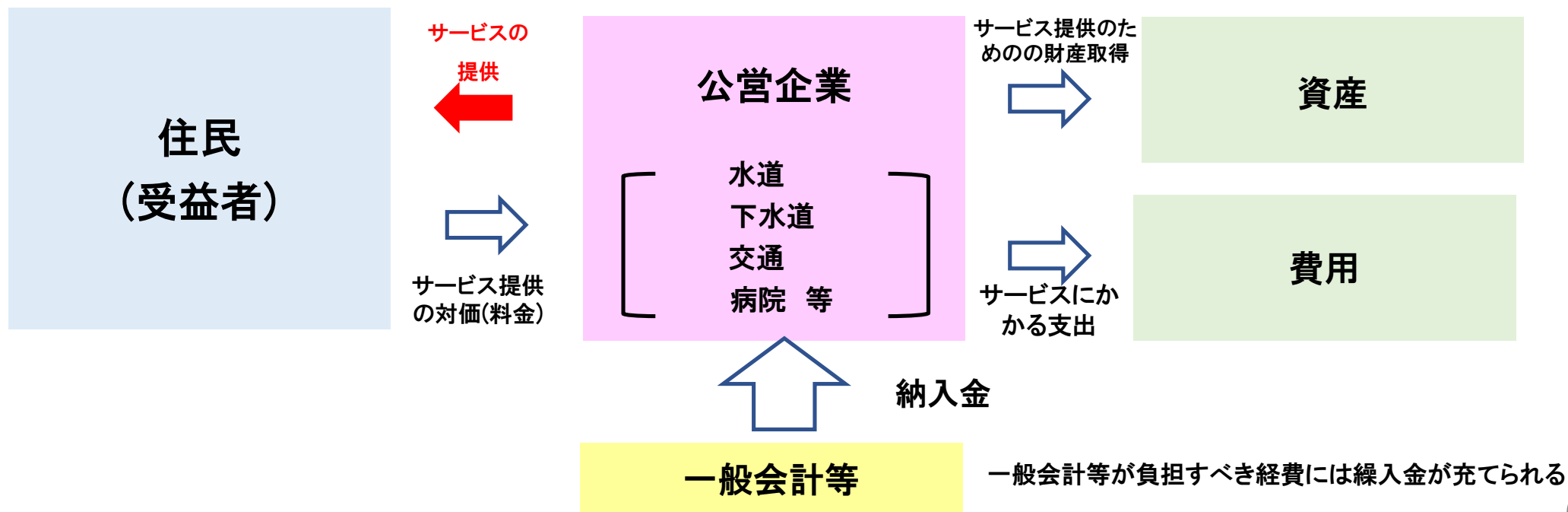


(新制度) 平成24年度から法定積立から任意積立に～その分、市の経営責任が重くなる



公営企業としての下水道事業運営の原則

- ① 公営企業＝地方公共団体が行う事業のうち「企業」として運営する事業
- ② 経営の基本＝独立採算原則、特別会計、企業会計方式で経理

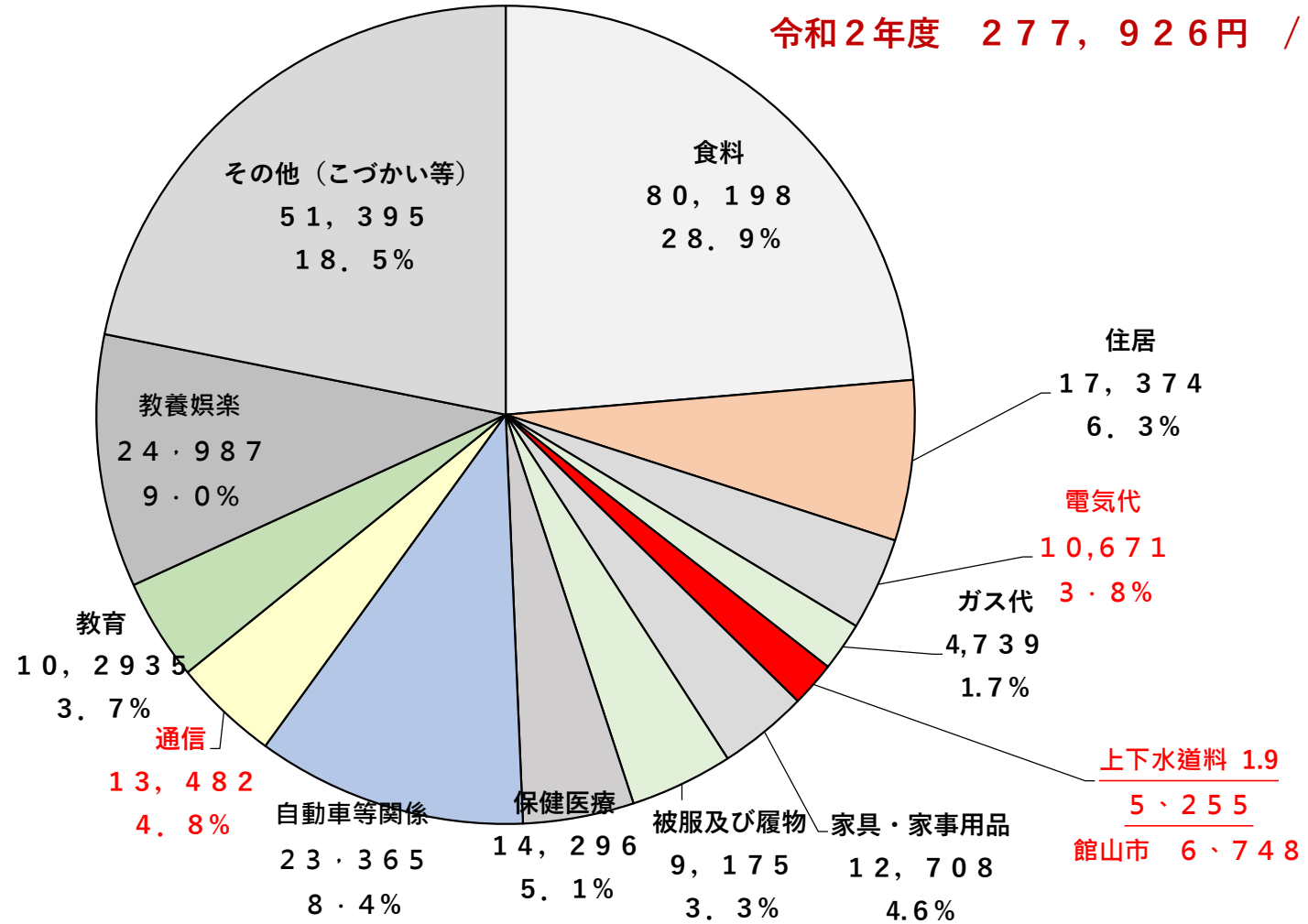


消費支出における上下水道料金が占める割合

～下水道の今後の更新を考えると電気・通信料金並みに負担（上下水道で1万円）。生活弱者には減免措置がある。

1世帯当り年平均 1ヵ月の支出（2人以上の世帯）

令和2年度 277,926円 / 月



総務省統計局「家計調査年報（家計収支編）」より作成

国は使用料の値上げと体系の見直しを迫る

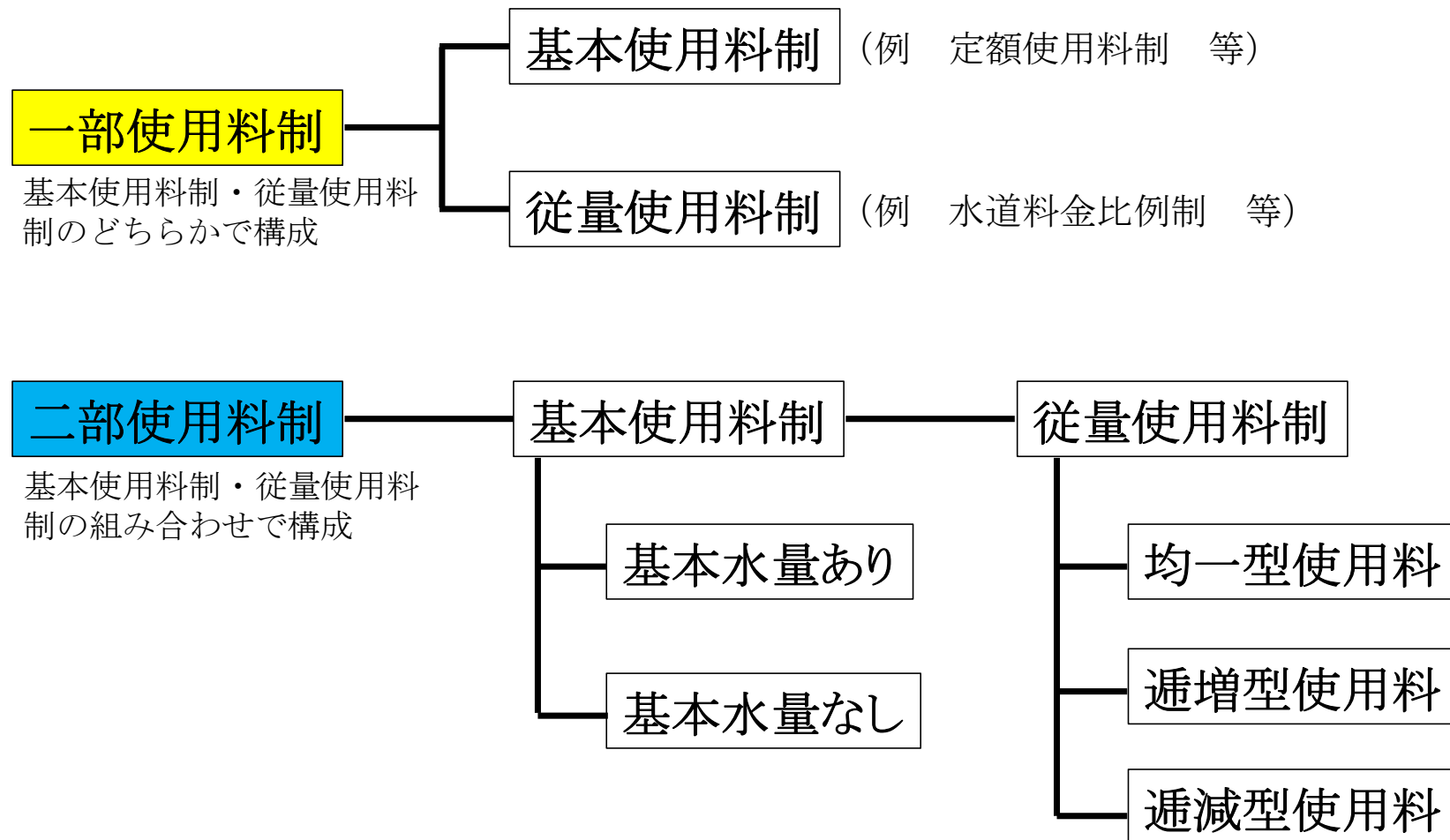
- ・ 社会資本整備総合交付金等・下水道事業の経営健全化サイクル構築推進のため、交付要件化(令和2年度～)
- ・ ○人口3万人未満の団体
- ・ → 令和6年度以降の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行していること
- ・ ○公営企業会計適用済みの団体
- ・ → 少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行い、
- ・ 経費回収率の向上に向けたロードマップを策定し、国土交通省に提出すること

下水道事業における収支構造適正化に向けた取組みの推進について(令和2年7月21日国土交通省下水道企画課長通知)

公営企業たる下水道事業においては、資本費を含む使用料対象経費に対する経費回収率を100%以上とすることが目指すべき指標の1つ。また、近隣都市の使用料水準との比較を過度に重視することなく、収支見通しに照らして、合理的かつ適切な収支構造とすること。

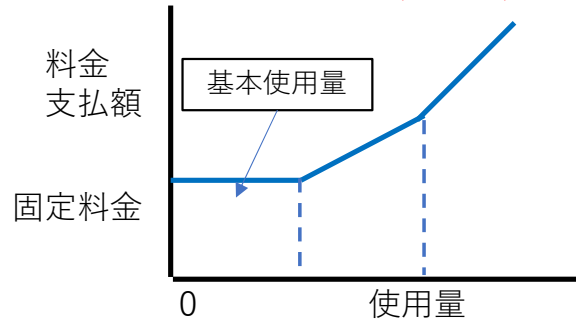
下水道事業は、固定的費用が太宗を占める事業、使用水量の有無にかかわらず一定額を賦課する基本使用料と、使用水量の多寡に応じて水量と単位水量当たりの単価により算定した金額を賦課する従量使用料とを組み合わせた二部使用料制を原則とする。

下水道の使用料体系



主な公共料金体系の種類

(ア) 基本使用量付二部料金制 (逓増型)



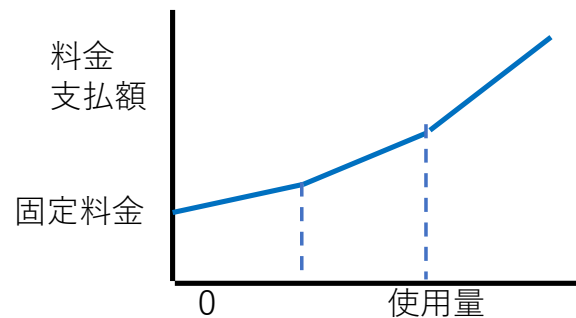
「特徴」

・ 逓増型二部料金制に一定の使用量までは使用の有無にかかわらず定額の最低料金を設定したもの。

「現存の適用例」

- ・ 水道料金
- ・ **多くの下水道使用料**

(イ) 基本使用量無し二部料金制 (逓増型)



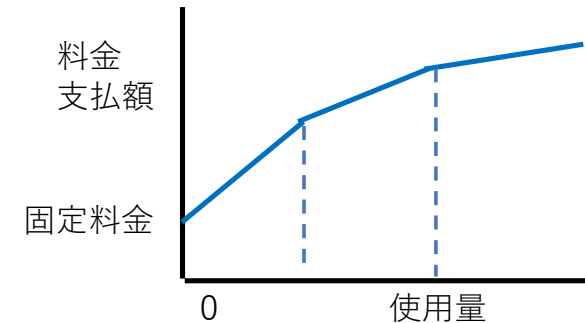
「特徴」

・ 需要抑制型料金。主に省資源、省エネルギーの観点から採用される。

「現存の適用例」

- ・ 電気料金・水道料金(基本水量無しの基本料金+水量料金)
- ・ 一部の下水道使用料

(ウ) 基本使用量無し二部料金制 (逓減型)



「特徴」

- ・ 需要増進型料金

「現存の適用例」

・ 大手ガス料金。ガス料金は代替材（石油、電気等）を提供する

事業との競争などの要因を考慮してこの方式を採用している。